

答 申 第 1 号  
平成17年7月25日

北広島市教育委員会  
教育長 白崎 三千年 様

北広島市情報公開審査  
会 長 中村 睦男



北広島市情報公開条例第17条に基づく諮問について(答申)

平成17年7月7日付け北広芸文第12号をもって諮問のありました下記の件  
について、別紙のとおり答申します。

記

公文書一部公開決定に係る不服申立てについて

[諮問第 1 号]

## 答 申

北広島市教育委員会教育長が平成 17 年 3 月 4 日付け北広芸文第 65 号で行った公文書一部公開決定処分は妥当です。

## 記

### (1) 本件公文書の内容及び性格について

本件公文書は、実施機関が文化施設設備管理業務委託の指名競争入札を行うに当たり、その予定価格が記載されたものです。

この予定価格は、契約を行うに当たり、契約金額の上限額となるものです。

### (2) 条例第 6 条第 1 項第 5 号(行政運営情報)該当性について

条例第 6 条第 1 項第 5 号は、市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報を非公開情報として規定しています。

この中には、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものも含まれるものです。

実施機関は、本件公文書は条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当するものとして本件決定を行っていることから、同号該当性について以下のとおり審議しました。

本件委託業務は、毎年反復し継続される施設設備の管理業務であり、設備内容、点検回数、日常保守の内容などに大きな変更がないことから、予定価格が公開されると次年度以降の予定価格が容易に類推されます。

本件委託業務には、公共工事のように歩掛がなく積算の基準がないことから、公表された予定価格をもとに見積りを行い、入札参加者自らの見積り努力を阻害する可能性があり公正な競争が行われなくなると考えられます。

また、本件委託業務は、指名競争入札により受託業者を決定した翌年から 2 カ年は同じ受託業者を一社特命とし随意契約を行っていますが、指名業者は適正な見積り努力を行わず、類推される予定価格をもとに見積金額を算出することから、予定価格に対する競争原理が働かず、契約金額が高止まりにな

ると考えられます。

以上のおりですから、事務事業の公正な運営に著しい支障が生ずるとともに、当該事業の目的が失われることになるため、行政運営情報として公開を制限せざるを得ないものと判断しました。